

議第百六十号

公立大学法人岐阜県立看護大学定款の変更について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第二項の規定により、公立大学法人岐阜県立看護大学定款の一部を次のように変更するものとする。

令和元年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

公立大学法人岐阜県立看護大学定款の変更

公立大学法人岐阜県立看護大学定款の一部を次のように変更する。

第八条第一項第二号中「四人」を「五人」に改める。

第十一条第二項中「      」の下に「二人以上」を加える。

附 則

この定款の変更は、令和二年四月一日から施行する。